

かけはし

JITCO JOURNAL

1

2021.January
Vol.144

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等について

データで見る

外国人技能実習制度の概況
特定技能制度の運用状況

技能実習生・特定技能外国人の
安全衛生に関する対策



かけはし

JITCO JOURNAL



2021.1 Vol.144

表紙の写真：ラーチャブルック花博記念公園
(タイ・チェンマイ市)

2006年開催の国際園芸博覧会（タイ前国王在位60周年記念行事）の跡地を活用した自然公園で、80万㎡におよぶ園内には、1,900種以上もの植物を集めた「庭園」「植物園」が整備され、その中には日本庭園もあるそうです。メイン建築はタイ北部の伝統建築を取り入れた「ロイヤルパビリオン」で、自然に溶け込む様式美が評判です。

CONTENTS

巻頭言

- p.1 2021年(令和3年)年頭所感 公益財団法人 国際人材協力機構 理事長 八木宏幸
- p.2 第28回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール表彰式を開催しました
- p.3 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について(2020年11月30日時点)
- p.7 データで見る技能実習制度の概況
- p.10 データで見る特定技能制度の運用状況
- p.12 外国人材の受入れに関するQ&A
- p.13 技能実習生・特定技能外国人の安全衛生に関する対策
- p.18 JITCO教材のご案内
- p.20 技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり
- p.24 JITCOインフォメーション／JITCOの各種セミナーのご案内

技能実習days

●センイアッセ協同組合／株式会社エイチアールイー ●株式会社スモト ●林田特殊鋼材株式会社／共進情報事業協同組合

巻頭言

2021年(令和3年) 年頭所感

公益財団法人 国際人材協力機構
理事長 八木 宏幸



**あけましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。
皆様にとりまして、今年1年が良い年でありますようお祈り申し上げます。**

昨年は、世界中で新型コロナウイルス感染症が蔓延し、外国人技能実習生・特定技能外国人の受入団体・企業等の皆様は様々な困難に直面されたことと拝察いたします。国際的な人の往来に関して、昨年後半より技能実習生や特定技能外国人を含め海外からの新規入国が段階的に再開され、今後の入国者数も徐々に増えていくものと思われま

す。今、全国に技能実習生が約40万人在籍し、特定技能外国人の受入れも進んでおります。多文化共生社会の実現に向け日本各地における取組も進んでおり、新たな時代への息吹が感じられます。また、国の内外を問わず、ウィズコロナやDX(デジタル・トランスフォーメーション)などを合言葉に、社会・経済は大きく変革しようとしています。

当機構は1991年に発足し、おかげさまで今年10月に創立30年を迎えます。1993年の技能実習制度の創設以降は技能実習制度の中核的な制度推進機関として、さらに2017年の技能実習法施行及び2019年の特定技能制度の創設を受けて、外国人材受入れに係る制度の総合支援機関として役割を担ってまいりました。グローバル社会でのウィズコロナやDXの大きな変化に対応し、事業を発展させていくためにも、当機構では対面方式による支援とともに、新たにWEB等を活用してのセミナー、個別相談の実施など一層のサービス拡充に努めてまいります。これからも制度関係者の皆様とともに、よりよい未来づくりに尽力していきたいと思

いますので、ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

第28回外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール表彰式を開催しました

JITCOでは、2020年10月2日、経団連会館（東京都千代田区）において「第28回外国人技能実習生・研修生日本語コンクール表彰式」を開催しました。ここ5年では最多の2,971編の応募作品の中から、厳正な審査の結果選ばれた28名の入賞者（最優秀賞4名、優秀賞4名、優良賞20名）に表彰状が授与され、最優秀賞受賞者に受賞作品を朗読していただきました。

なお、今回の表彰式開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を十分に考慮した会場設営の下、ご来場者には検温やマスク着用、手指消毒などにご協力いただいたほか、表彰状授与の際は登壇者にマウスシールドをご着用いただき、ソーシャルディスタンスを保ちながら行いました。



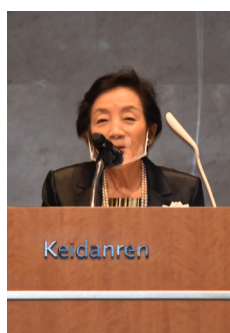
写真上段）恒例の記念撮影では、全員フェイスシールドをご着用いただきました。

写真下段）表彰状授与および最優秀賞受賞者の壇上での着席の様子。会場ではソーシャルディスタンスを確保し、演壇には飛沫対策としてクリアボードを設置しました。

JITCO ホームページでは以下を公開中です。あわせてご覧ください。

🎁三賞と佳作計 50 編の作品と講評を収録した「優秀作品集」PDF 版
<https://www.jitco.or.jp/ja/service/competition.html>

🎙️最優秀賞受賞者による朗読の様子
<https://www.jitco.or.jp/ja/channel/>



当日は審査委員長の関口明子氏に講評をいただきました。最優秀賞、優秀賞の作品について、受賞者の名前を一人ずつ呼びかけながら講評され、新型コロナウイルス感染拡大による例年にない環境の変化の中での受賞者の努力と成果を賞賛されました。

審査委員長 関口明子氏（公益社団法人国際日本語普及協会理事長）

🏆 最優秀賞を受賞された4名

| 氏名 | ハ タイン ニャン | レー ティ イエン | 張 巧梅 | 许 鹤 |
|--------|------------|-------------|---------------|------------|
| 作品タイトル | マスクなんかいらない | 小さな木 | 愛は国境を越えて | 魅力的なルール |
| 国籍 | ベトナム | ベトナム | 中国 | 中国 |
| 監理団体名 | 鳩の家協同組合 | 福岡素形材産業協同組合 | 西日本海外業務支援協同組合 | ELC 事業協同組合 |
| 実習実施者名 | 株式会社ツクイ | シバタ精機株式会社 | 西川ゴム工業株式会社 | 旭電器工業株式会社 |

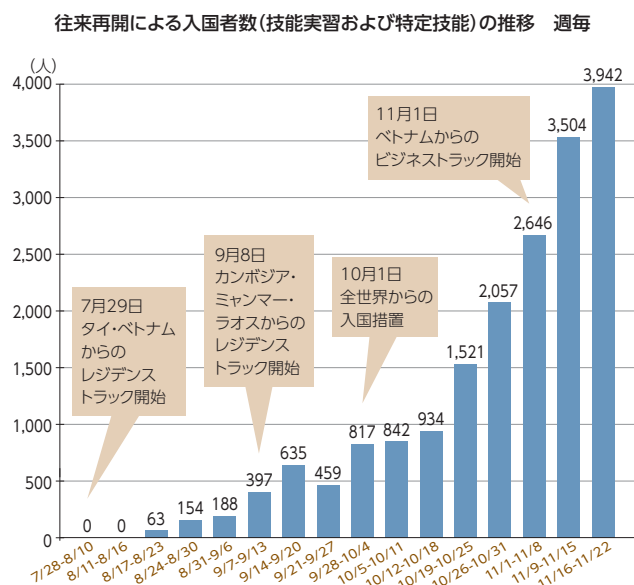
国際的な人の往来再開に向けた 段階的措置等について (2020年11月30日時点)

現在、日本では新型コロナウイルス感染拡大防止の措置を講じつつ、国際的な人の往来を段階的に再開しています。外国人技能実習生や特定技能外国人についても、必要な措置を講じたうえで新規入国が可能な状況となっています。本稿では、日本政府が現在講じている「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」等について解説します。

※国際的な人の往来に関する措置は、新型コロナウイルス感染拡大・収束の状況に応じて、適宜見直されます。そのため、本稿は原稿執筆時点（2020年11月30日）での概説に留まります。事態は流動的となっており、実際の技能実習生等の受入れにおかれましては、外務省、各国大使館等のホームページをご確認いただくようお願いいたします。

1 国際的な人の往来再開の段階的措置を受けた入国者統計

下表は2020年7月以降の日本への外国人入国者数（技能実習および特定技能）の推移を週毎に見たものです。8月17日より入国が再開され、徐々に拡大しています。特に10月以降は増加が顕著であり、11月の最新週では3,942人となっています。2018年、2019年の入国者数（技能実習および特定技能）を52週で除すると、各週の入国者数は、2018年2,841人、2019年3,470人となっており、2020年11月の週あたりの入国者数はそれに匹敵する数字です。



出典:法務省出入国在留管理庁「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等による入国者数(速報値)」よりJITCO作成

2 感染症危険情報

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延するなか、外務省では感染症危険情報を発出し、日本から外国への渡航を制限しています。発出されている感染症危険情報には、レベル3(渡航中止勧告)とレベル2(不要不急の渡航を止めるよう呼びかけ)があります。

2020年11月30日現在、外務省より発出されている感染症危険情報のレベルごとの対象国・地域は下表のとおりです。

| レベル | 対象国・地域の数 | 含まれる技能実習制度の主な送出国 |
|-----------------------------|--------------|---|
| レベル3 (渡航中止勧告) | 152ヶ国・地域 | インドネシア・フィリピン・ミャンマー・インド・バングラデシュ・ネパール・ウズベキスタン・パキスタン・キルギス等 |
| レベル2 (不要不急の渡航を止めるよう呼びかけ) | 上記以外の全ての国・地域 | ベトナム・中国(香港・マカオ含む)・タイ・カンボジア・モンゴル・スリランカ・ラオス等 |

3 入国拒否・査証制限措置・検疫強化措置 (現行の水際措置)

外国人技能実習生や特定技能外国人の新規入国に必要な措置については次項4以降で触れますが、まずは、2の感染症危険情報に応じた入国拒否・査証制限措置・検疫強化措置(現行の水際措置)について説明します。これらの措置は、当分の間実施されることとなっている原則的な措置です。これらの措置を根拠として、例えば、再入国する外国人には、以下の検疫強化措置が適用されますし、また、短期の観光目的の入国は基本的にできません。

(1) 入国拒否と検疫強化措置

日本上陸前14日以内にレベル3対象国・地域に滞在した外国人は入国拒否となります。

過去14日以内に入国拒否対象国・地域に滞在歴のある入国者(日本人含む)に対して以下の検疫強化措置がとられています。

主な内容

- ①入国時に抗原定量検査等を実施。その他質問票記入・体温測定・症状確認等。
- ②その検査が陰性でも入国後14日間、自宅や宿泊施設等で不要不急の外出忌避・待機。公共交通機関使用不可。保健所等による健康確認等。

(2) 査証制限措置と検疫強化措置

レベル2の対象国・地域およびレベル3の対象国・地域の一部*に対して、以下の査証制限措置がとられています。

- ①日本国大使館・総領事館で発給された一次・数次査証の効力停止
- ②査証免除措置の停止 等

また、日本入国前14日以内に入国拒否対象国・地域に滞在歴のない入国者(日本人含む)については、以下の検疫強化措置がとられています。

主な内容

- ①入国時に質問票記入・体温測定・症状確認等。
- ②入国後14日間、自宅や宿泊施設等にて不要不急の外出の忌避・待機。公共交通機関の使用不可。

※対象国・地域の詳細は、外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html をご確認ください。

4 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置① ～レジデンストラックと 全ての国・地域からの新規入国措置～

(1) スキームの概要

① レジデンストラック

- ビジネス上必要な人材等(技能実習・特定技能の在留資格も含む)の出入国について、二国間協議にも基づき例外的な手続を設け、現行の水際措置の原則を維持した上で、下記の追加的防疫措置を条件として、対象国・地域との間で双方向の往来を可能とするスキームです。
- 2020年11月30日現在、二国間協議で合意された対象国・地域は、ベトナム、中国、タイ、カンボジア・ミャンマー・ラオス等11カ国・地域となっています。
- 対象者は、相手国・地域との協議・調整によって詳細が決定されますが、技能実習・特定技能の在留資格は含まれており、かつ日本または対象国・地域に居住する者で、日本と対象国・地域の間航空便(経由する国・地域に入国・入域しないことを条件に経由便も可)を利用する者とされています。

② 全ての国・地域からの新規入国措置

- ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学や家族滞在等の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの日本への新規入国を許可するスキームです。
- 対象者は各国・地域に居住する者です。

(2) 外国人の日本入国までの手続

※上記(1)①②のスキーム共通

- ①対象国・地域所在の日本国大使館・領事館への査証申請
- 査証申請に必要な書類は、査証申請書、旅券、在留資格認定証明書、誓約書(レジデンストラック)写2通等となります。なお、大使館から戻された誓約書(レジデンストラック)写1通は、外国人が入国時に検疫に提出する必要があります。
- 詳細は対象国・地域毎に調整されるため、対象国・地域所在の日本国大使館・領事館のHPをご参照ま

たはお問合せ下さい。

②追加的防疫措置

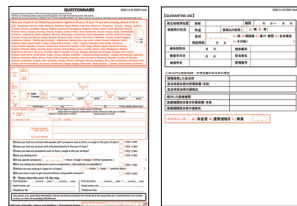
追加的防疫措置については、入国拒否以外の国・地域(レベル2)と原則入国拒否の国・地域(レベル3)で異なります。

レベル2

入国拒否以外の国・地域
(ベトナム・中国・タイ・カンボジア・ラオス等)

● 入国時の質問票(健康状態等)の提出

入国前14日間の検温等健康モニタリングの結果を、飛行機内で配布される質問票(検温結果等の記入)へ記入し、入国時に提出することになります。質問票には、入国後14日間の日本での住所・連絡先、監理団体の住所および受入れ責任者の連絡先も記載する必要があります。外国人が飛行機の中で記入します。質問票のサンプルは経産省ホームページ③<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/1020Rt2.pdf>をご覧ください。



● 民間医療保険への加入

外国人を対象とする、入国日から滞在期間をカバーする民間医療保険に加入します。

● 接触確認アプリの導入等(推奨)

外国人は、日本入国時に自分のスマートフォンに厚生労働省が指定する「接触確認アプリ」「地図アプリ」を導入し、入国後14日間はこのアプリを使用します(義務ではなく推奨レベル)。

● 入国後14日間の健康フォローアップ(推奨)

入国後14日間の外国人の健康状態を観察し、有症状の場合は必要な医療措置をとります。

● 入国後14日間の公共交通機関の不使用および入国後14日間の自宅待機

入国後14日間の待機場所は、個室・バス・トイレの個室管理等ができる施設である必要があります。

レベル3

原則入国拒否の国・地域
(インドネシア・フィリピン・ミャンマー等)

レベル2の場合との相違点について以下に記します(それ以外はレベル2の措置と同じ)。

● 出国・出域72時間以内にコロナに関する検査を受けて陰性の「検査証明」を取得し、入国時に提出する

必要があります。

- 「接触確認アプリ」「地図アプリ」の導入は義務となります。
- 外国人または受入責任者(監理団体等)は「LINEアプリ」を通して入国後14日間の健康状態の報告を行います。
- 入国時に抗原定量検査等を受けます。(前記 ③ (1) 「入国拒否と検査強化措置」参照)

外国人の方の日本入国までの段取り

レベル2

入国拒否以外の国・地域
(ベトナム・中国・タイ・カンボジア・ラオス等)

| 相手国 | 出国時 |
|-----|---------------------------|
| | 我が国在外公館にて査証等申請(誓約書の提示を含む) |
| | 14日間の健康モニタリング |



| 日本 | 入国時 |
|----|----------------------|
| | 質問票(健康状態など)の提出 |
| | 誓約書の提出 |
| | (接触確認アプリの導入等【推奨】) |
| 日本 | 入国後 |
| | 14日間の公共交通機関不使用 |
| | 14日間の自宅待機 |
| | (14日間の健康フォローアップ【推奨】) |
| | (14日間の位置情報の保存【推奨】) |

レベル3

原則入国拒否の国・地域
(インドネシア・フィリピン・ミャンマー等)

| 相手国 | 出国時 |
|-----|---------------------------|
| | 我が国在外公館にて査証等申請(誓約書の提示を含む) |
| | 14日間の健康モニタリング |
| | 検査証明の取得 |



| 日本 | 入国時 |
|----|----------------|
| | 空港での検査 |
| | 質問票(健康状態など)の提出 |
| | 誓約書の提出 |
| | 検査証明の提出 |
| 日本 | 入国後 |
| | 14日間の公共交通機関不使用 |
| | 14日間の自宅待機 |
| | 14日間の健康フォローアップ |
| | 14日間の位置情報の保存 |

5 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置② ～ビジネストラック～

(1) スキームの概要

- ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置し、現行の水際措置の原則を維持した上で、以下の追加的な防疫措置を条件として、対象国・地域との間で双方向の往来を可能とするスキームで、14日間の自宅等待機中も、「本邦行動計画書」「誓約書(ビジネストラック)」にある行動範囲に限定した形でビジネス活動を可能とするもの(公共交通機関使用不可)。
- 対象国・地域:2020年11月30日現在、ベトナムの他、中国、シンガポール、韓国の計4カ国・地域。
- 対象者:相手国・地域との協議・調整によって決定されますが、技能実習・特定技能の在留資格も含まれています。国によっては、技能実習生・特定技能外国人はレジデンストラックおよびビジネストラックのどちらも利用可能とされていますが、ビジネストラックは運用を開始している国に限られ、手続等も異なります。外国人技能実習機構(OTIT)が公表する「技能実習生がレジデンストラック又はビジネストラックを利用して入国する場合に関するよくあるご質問について」<https://www.otit.go.jp/files/user/statistics/201127-01.pdf>では「実際にビジネストラックが利用可能かどうかは在外公館にご確認ください」と記載されています。

(2) 外国人の日本入国までの手続

レジデンストラックとの相違点について以下に記します(それ以外は、レジデンストラックの手続に同じ)。

- ① 対象国・地域所在の日本国大使館・領事館への査証申請

査証申請書類として、誓約書(レジデンストラック)に代えて誓約書(ビジネストラック)写2通、および本邦活動計画書写2通等が必要となります。大使館・領事館から戻された誓約書(ビジネストラック)・本邦活動計画書写1通は、外国人が入国時に検疫に提出する必要があります。詳細は対象国・地域毎に調整されるため、対象国・地域所在の日本国大使館・領事館のHPをご参照またはお問合せ下さい。

② 追加的防疫措置

- 出国前72時間以内にコロナに関する検査を受けて陰性の「検査証明」を取得し、入国時に提出する必要があります。
- 「接触確認アプリ」「地図アプリ」の導入は義務となります。
- 入国後14日間の活動は、「誓約書(ビジネストラック)」を遵守した上で「本邦活動計画書」に記載された内容に限定されます。

前記の外国人技能実習機構FAQによると、「入国後14日間は個室、バス、トイレの個室管理等ができる施設の確保」が必要で、入国後講習について「同じ空間に多人数が集合して行う講習は実施不可、音声と映像を伴うテレビ会議等、講師と実習生が同時に双方向で意思疎通する方法により実施可」と記されています。

(3) ベトナムとのビジネストラック

2020年11月2日付でベトナムとのビジネストラックにかかる査証申請受理が開始されました。ビジネストラックを利用し日本人がベトナムに入国する(滞在期間14日以内が条件)場合については在ベトナム日本国大使館ホームページhttps://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20200731nyuukoku.htmlをご参照下さい。また、国際定期商用便(日本発ベトナム着)については、日本・ベトナム首脳会談の合意を受けて、現在ベトナム政府にて検討中ですが、2020年11月30日現在でまだ正式に再開となっていません。

(4) 中国とのビジネストラック

2020年11月30日付で中国とのビジネストラック(およびレジデンストラック)にかかる査証申請受理が開始されました。詳細は外務省ホームページhttps://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_ml/page24_001212.html、[在中国日本国大使館ホームページhttps://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000530.html](https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000530.html)、https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000531.html 等をご参照ください。

■ 本稿に関するお問合せ先

国際部 03-4306-1151

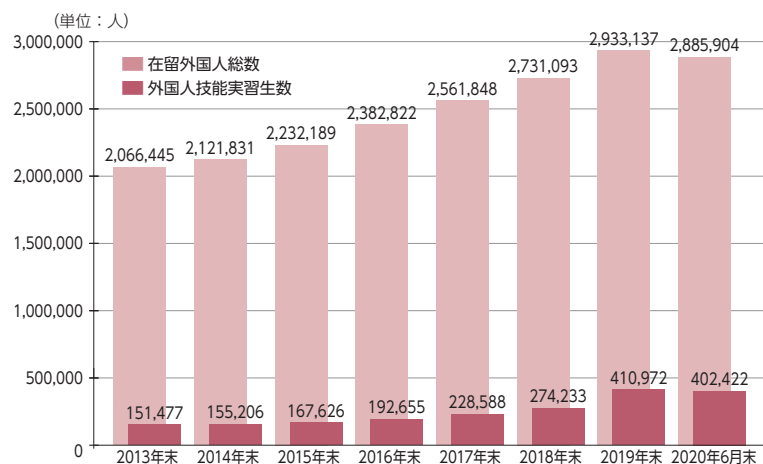
データで見る技能実習制度の概況

2020年は新型コロナウイルス感染症拡大により、特に4月以降は国際的な人の往来が事実上停止状態となりましたが、近年、日本における外国人技能実習生を含む外国人在留者*の人数は増加傾向にあります。本稿では、法務省の在留外国人統計や2020年10月に発表された2019年度の外国人技能実習機構（以下、OTIT）の業務統計をもとに、技能実習生の在留状況や受入れ形態別（企業単独型、団体監理型）、職種別、地域別等の状況をグラフや図にまとめました。 ※外国人在留者とは、「中長期在留者」および「特別永住者」を指します。

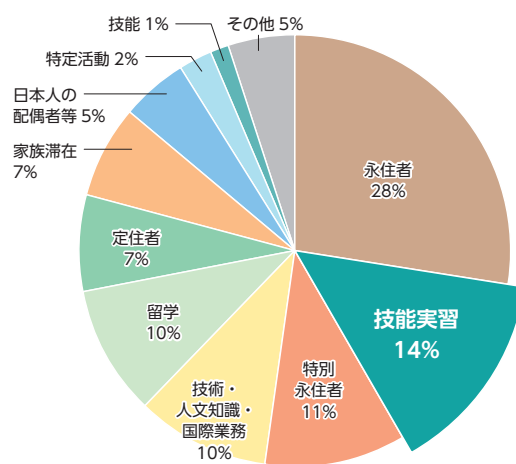
1 在留外国人数と外国人技能実習生在留者数の推移（2020年6月末）

我が国の外国人在留者数は2020年6月末現在で約289万人、そのうち技能実習生は全体の約14%にあたる約40万人となっています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020年の4月～6月の間、国際的な人の往来が実質停止した影響から、2020年6月末は2019年末と比べ外国人在留者数、在留技能実習生数ともに微かに減少しています。

在留外国人数の推移（在留外国人総数と外国人技能実習生数）

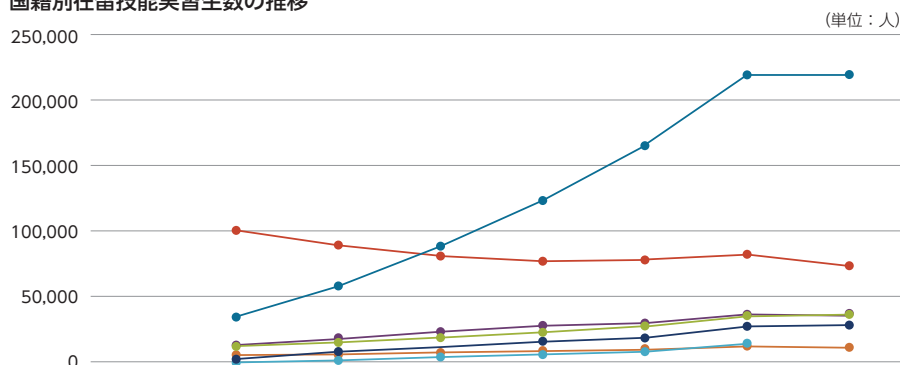


在留外国人の在留資格別構成比（2020年6月末）



2 技能実習生の国籍別在留者数（2020年6月末）

国籍別在留技能実習生数の推移

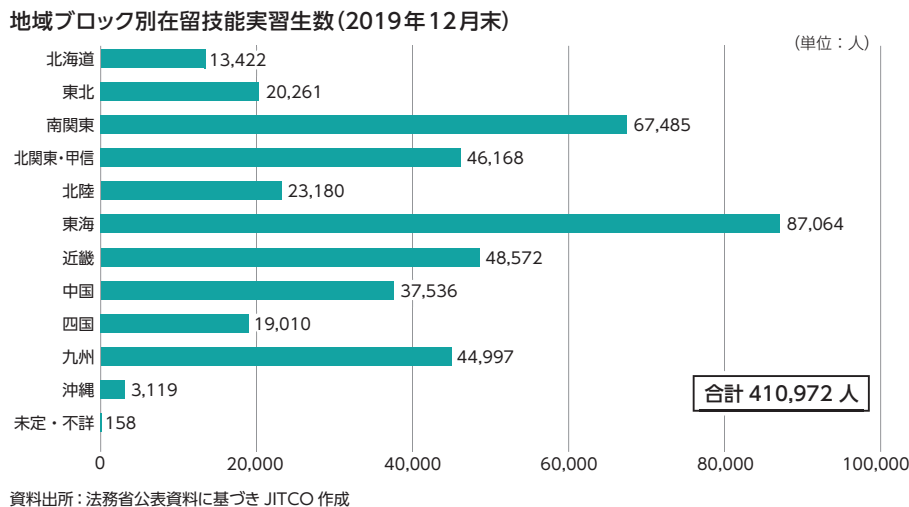


国籍別に在留技能実習生数の推移をみると、ベトナムは2016年末には当時最も多かった中国を抜き、その後も増加が続いています。また、インドネシア、フィリピン、ミャンマー等も増加傾向にあります。

※2020年6月末時点では、ミャンマーのデータは公表されておらず、その他に含まれています。

| | 2014年末 | 2015年末 | 2016年末 | 2017年末 | 2018年末 | 2019年末 | 2020年6月末 |
|--------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|----------|
| ベトナム | 34,039 | 57,581 | 88,211 | 123,563 | 164,499 | 218,727 | 219,501 |
| 中国 | 100,093 | 89,086 | 80,857 | 77,567 | 77,806 | 82,370 | 73,160 |
| インドネシア | 12,222 | 15,307 | 18,725 | 21,894 | 26,914 | 35,404 | 35,542 |
| フィリピン | 12,721 | 17,740 | 22,674 | 27,809 | 30,321 | 35,874 | 35,032 |
| ミャンマー | 631 | 1,978 | 3,960 | 6,144 | 8,432 | 13,118 | * |
| タイ | 4,923 | 6,084 | 7,279 | 8,430 | 9,639 | 11,325 | 10,911 |
| その他 | 3,628 | 6,857 | 10,842 | 14,970 | 19,181 | 27,268 | 28,276 |

3 技能実習生の地域ブロック別在留者数(2019年12月末)



地域ブロック別^{※1}に在留技能実習生数をみると、最も多い「東海^{※2}」が約8万7千人、次いで「南関東^{※2}」が約6万7千人、続いて「近畿」、「北関東・甲信^{※2}」、「九州」が約4万5千から4万8千人で拮抗しています。

※1 地域ブロックは総務省統計局労働力調査の地域区分に基づいています。

※2 「東海」は岐阜県・静岡県・愛知県・三重県、「南関東」は埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、「北関東・甲信」は茨城県・栃木県・群馬県・長野県です。

4 技能実習区分別 技能実習計画認定件数の推移

右表は、OTITの業務統計から技能実習区分別の技能実習計画認定件数の推移をみたものです。

2017年度の認定件数については、技能実習法が施行された2017年11月から2018年3月までの件数であるため数字が小さくなっています。また、2019年度における技能実習計画の認定件数は約37万件で、前年度と比較すると5.9%の減少となっていますが、これは、旧制度の2号技能実習生が現行制度の技能実習2号へ移行するために技能実習計画の認定を受けたことから、2018年度における技能実習2号の認定件数が一時的に増加したことが主な要因と思われます。

技能実習区分別 技能実習計画認定件数の推移

| | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | |
|--------------|--------|---------|---------|--------|
| | | | 件数 | 前年度比 |
| 第1号企業単独型技能実習 | 1,003 | 7,613 | 6,697 | -12.0% |
| 第2号企業単独型技能実習 | 1,036 | 3,312 | 2,746 | -17.1% |
| 第3号企業単独型技能実習 | 27 | 440 | 414 | -5.9% |
| 企業単独型技能実習 計 | 2,066 | 11,365 | 9,857 | -13.3% |
| 第1号団体監理型技能実習 | 23,899 | 182,881 | 183,354 | 0.3% |
| 第2号団体監理型技能実習 | 36,669 | 181,077 | 147,528 | -18.5% |
| 第3号団体監理型技能実習 | 993 | 13,998 | 25,428 | 81.7% |
| 団体監理型技能実習 計 | 61,561 | 377,956 | 356,310 | -5.7% |
| 合計 | 63,627 | 389,321 | 366,167 | -5.9% |

資料出所：外国人技能実習機構公表資料に基づき JITCO 作成

5 受入れ形態別・職種別 技能実習計画認定件数の状況(2019年度)

2019年度の職種別の計画認定状況をみると、企業単独型では、1号技能実習のみに認められる「移行対象職種・作業以外の取扱職種」が最も多く、企業単独型全体の約35%を占めます。一方、計画認定件数全体の約97%を占める団体監理型では、「その他」（「溶接」「プラスチック成形」「介護」「ビルクリーニング」等の職種が含まれています）が最も多く、団体監理型全体の約24%を占めます。次いで、「建設」「食品製造」「機械・金属」が続きます。

2019年度 技能実習計画認定件数

| | 企業単独型 | | | | 団体監理型 | | | |
|------------------|-------|-------|-----|-------|---------|---------|--------|---------|
| | 1号 | 2号 | 3号 | 小計 | 1号 | 2号 | 3号 | 小計 |
| 農業関係 | 2 | 0 | 0 | 2 | 15,623 | 14,758 | 1,547 | 31,928 |
| 漁業関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,380 | 1,361 | 273 | 3,014 |
| 建設関係 | 350 | 299 | 78 | 727 | 40,723 | 28,812 | 5,751 | 75,286 |
| 食品製造関係 | 61 | 60 | 0 | 121 | 34,020 | 29,254 | 5,448 | 68,722 |
| 繊維・衣服関係 | 113 | 155 | 22 | 290 | 9,732 | 10,534 | 3,466 | 23,732 |
| 機械・金属関係 | 1,206 | 897 | 80 | 2,183 | 24,747 | 28,104 | 3,785 | 56,636 |
| その他 | 1,521 | 1,324 | 234 | 3,079 | 45,668 | 34,705 | 4,668 | 85,041 |
| 主務大臣が告示で定める職種 | 0 | 11 | 0 | 11 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 移行対象職種・作業以外の取扱職種 | 3,445 | 0 | 0 | 3,445 | 11,459 | 0 | 0 | 11,459 |
| 合計 | 6,698 | 2,746 | 414 | 9,858 | 183,354 | 147,528 | 24,938 | 355,820 |

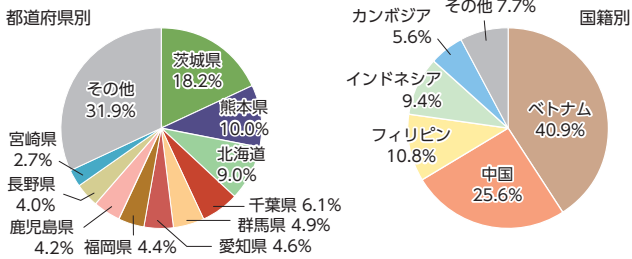
資料出所：外国人技能実習機構公表資料に基づき JITCO 作成

6 職種別・都道府県別・国籍別割合 技能実習計画認定件数の割合(2019年度)

以下は、職種ごとに技能実習計画認定件数の都道府県別及び国籍別割合を示したものです。

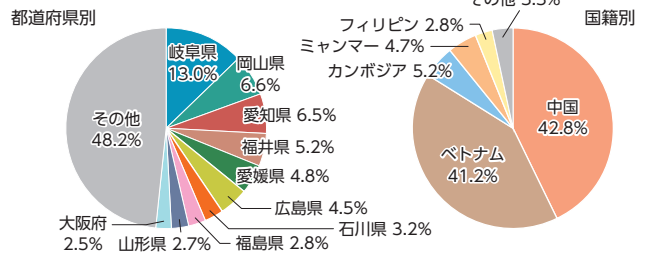
● 農業

都道府県別では茨城県、国籍別ではベトナムが最多となっています。



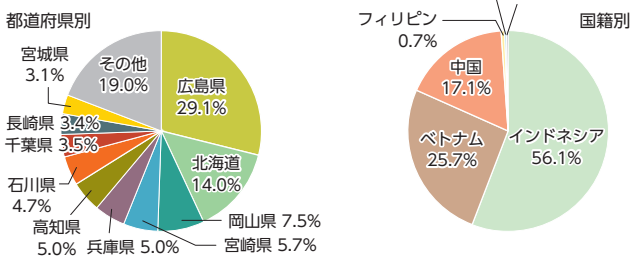
● 繊維・衣服

都道府県別では岐阜県、国籍別では中国が最多となっています。



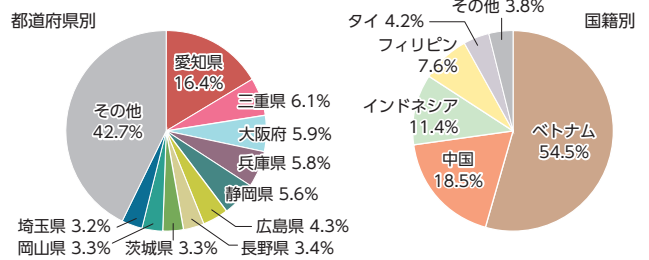
● 漁業

都道府県別では広島県、国籍別ではインドネシアが最多となっています。



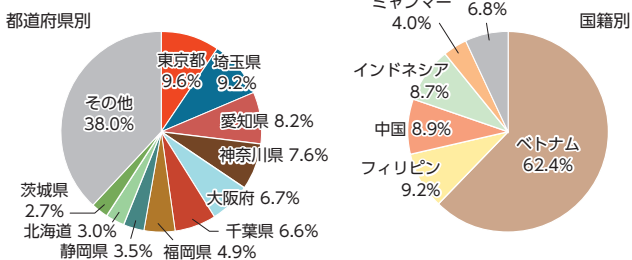
● 機械・金属

都道府県別では愛知県が、国籍別ではベトナムが最多となっています。



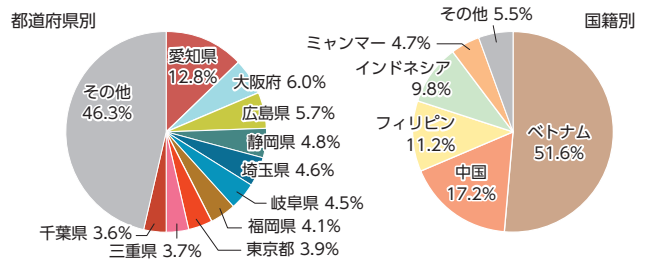
● 建設

都道府県別では東京都、国籍別ではベトナムが最多となっています。



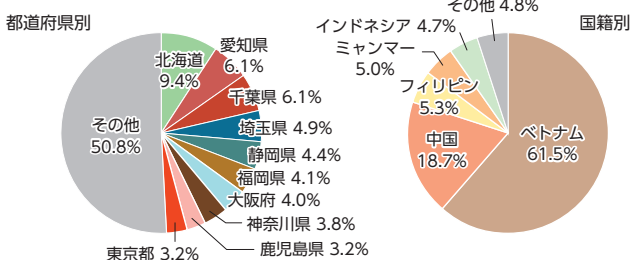
● その他移行対象職種(溶接、プラスチック成形、塗装、工業包装 等)

都道府県別では愛知県が、国籍別ではベトナムが最多となっています。



● 食品製造

都道府県別では北海道、国籍別ではベトナムが最多となっています。



都道府県別では、各都道府県の産業構成との相関性が見受けられます。国籍別では、「漁業」のインドネシア、「繊維・衣服」の中国を除いては、いずれの職種もベトナムが最大の割合を占めています。

■ 本稿に関するお問合せ先

総務部企画調整課 03-4306-1104

データで見る特定技能制度の運用状況

在留資格「特定技能」に係る制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築した制度です。受入れ数は、コロナ禍等の影響で当初の見込みほどではありませんが、14の特定産業分野での特定技能外国人の受入れは増加傾向にあります。

本稿では、法務省が公表している制度説明資料等をもとに特定技能制度の運用状況を説明し、最後に法務省が行っている特定技能制度の活用促進のためのマッチングイベントについてご紹介します。

1 特定技能制度の運用状況

① 特定技能外国人の在留資格認定状況の推移

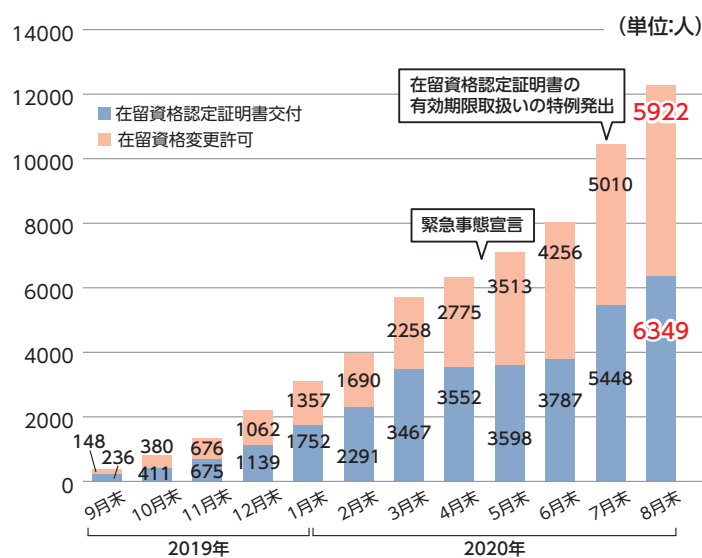
特定技能外国人の在留資格認定の状況は、制度開始の2019年以降右肩上がりで推移しています。2020年8月末時点において、海外からの新規入国に必要となる在留資格認定証明書交付は6,349件(同年3月末から2,882件増)、日本に既に在留している技能実習修了者などに対する在留資格変更許可は5,922件(同年3月末から3,664件増)となっています。

日本国内で緊急事態宣言のあった4月頃までは在留資格変更が牽引する形で増加し、在留資格認定証明書の有効期限の取扱いの特例が発出された7月以降は認定証明書交付件数の増加が顕著となっています。

② 特定技能1号在留外国人数の推移

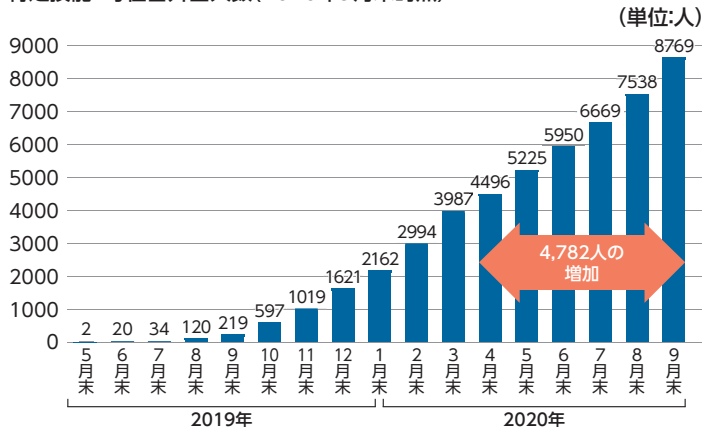
特定技能の在留外国人数は、2019年5月以降に徐々に増え、コロナ禍においても2020年4月から9月末までに4,782人増加し、特定技能1号在留外国人数は2020年9月末現在8,769人となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により新規入国が困難であるなか、技能実習(2号修了者)等から特定技能1号に在留資格を変更するケースが中心となっています。

特定技能外国人の在留資格交付・許可状況の推移(2020年8月末時点)



出典：法務省公表資料より JITCO 作成

特定技能1号在留外国人数(2020年9月末時点)



出典：法務省公表資料より JITCO 作成

③ 分野別の特定技能在留外国人数

2020年9月末時点で分野別の特定技能在留外国人数は、飲食料品製造業が全体の36% (3,167人) を占めており、続いて農業15% (1,306人)、以下、外食業、産業機械製造業となっています。14の特定産業分野全体では8,769人となっており、5年間での受入れ見込み数の最大値である345,150人に対して2.5%の在留状況です。

なお、特定技能には、特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務(特定技能1号)と、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務(特定技能2号)がありますが、現時点では特定技能1号のみの在留資格となっています。

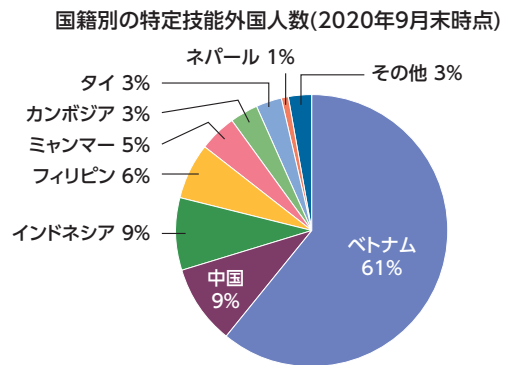
| 分野 | 2020年9月末の受入れ人数 | 受入れ見込み数(2019年より5年間の最大値) |
|-------------|----------------|-------------------------|
| 介護 | 343人 | 60,000人 |
| ビルクリーニング | 112人 | 37,000人 |
| 素形材産業 | 712人 | 21,500人 |
| 産業機械製造業 | 774人 | 5,250人 |
| 電気・電子情報関連産業 | 378人 | 4,700人 |
| 建設 | 642人 | 40,000人 |
| 造船・船用工業 | 213人 | 13,000人 |
| 自動車整備 | 90人 | 7,000人 |
| 航空 | 12人 | 2,200人 |
| 宿泊 | 51人 | 22,000人 |
| 農業 | 1,306人 | 36,500人 |
| 漁業 | 110人 | 9,000人 |
| 飲食料品製造業 | 3,167人 | 34,000人 |
| 外食業 | 859人 | 53,000人 |
| 計 | 8,769人 | 345,150人 |

出典：法務省公表資料より JITCO 作成

④ 国籍別の特定技能1号在留外国人数

国籍別の特定技能在留外国人は、2020年9月末時点でベトナム5,341人(構成比60.9%)、中国人826人(同9.4%)、インドネシア775人(同8.8%)等となっています。

今後は、コロナ禍で上陸拒否の対象となっていたベトナム、中国等9ヶ国が上陸拒否対象から解除となったことから、入国待機している特定技能外国人の入国も技能実習生と同様に活発となるものと思われます。



出典：法務省公表資料より JITCO 作成

⑤ 登録支援機関の登録数

受入企業から業務委託を受けて1号特定技能外国人の生活支援を行う登録支援機関も増加しています。登録の内訳は株式会社2,586件、協同組合1,394件、行政書士387件、その他902件です。

登録支援機関の登録数の推移

2020年 3月末時点 **4,125**件
 ↓ 1,144件増加(27.7%増加)
 2020年10月末時点 **5,269**件

2 法務省による特定技能制度の活用の促進

法務省は、特定技能制度の活用促進のため、特定技能に係る求人・求職の情報を求めている企業や外国人に対し、マッチングイベント・説明会を実施しています。特定技能での就労を希望する外国人(技能実習生、留学生等)や特定技能外国人の雇用を希望する企業向けに制度全般に関する説明会のほか、外国人と企業が対面(またはオンライン)で相談することができるマッチングイベントを、2020年度中に全国47都道府県で各2回開催(第1回は10月~12月実施済み)するものです。その他、特定技能での就労を希望する外国人等に対して必要な情報を一元的かつ多言語(13言語)で提供しています。また、特定技能制度に関する申請手続や試験情報等各種の問合せに対応するコールセンターが開設されています。詳細につきましては「特定技能総合支援サイト」<http://www.ssw.go.jp>をご覧ください。



■ 本稿に関するお問合せ先 申請支援部 03-4306-1125

外国人材の受入れに関する Q&A

在留資格「特定技能」の活用が徐々に増えるなか、現状は、技能実習から特定技能へ在留資格を変更する場合や、帰国した元技能実習生を受け入れるケースが多くみられます。その場合、実習実施者（特定技能所属機関）には、技能実習生と特定技能外国人が同時に在籍することになりますが、特定の分野によっては取扱いに注意が必要です。今回は技能実習制度と在留資格「特定技能」に係る制度の併用に関する相談をご紹介します。

Q1 当社は建設業の実習実施者で、現在、技能実習生3名と外国人建設就労者3名が在籍しています。過去に帰国した技能実習生を特定技能外国人として受け入れることを検討していますが、何名まで受け入れられるのでしょうか。技能実習制度と同様に人数枠はありますか。当社の日本人常勤職員は6名です。

A1 在留資格「特定技能」では、入管法上、技能実習制度にあるような人数枠の規定はありませんが、建設および介護の分野に限っては、分野別の規定により人数枠の上限が定められています。

建設分野における特定技能外国人の受入れに当たっては、「1号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者の総数の合計が常勤の職員の総数を超えないこと」が分野別の規定で定められています。この「常勤の職員」には技能実習生、1号特定技能外国人、外国人建設就労者は含まれません。

御社においては、日本人常勤職員の総数が6名、外国人建設就労者の総数が3名ですので、特定技能外国人は3名まで受け入れることができます。

なお別途、建設分野の「技能実習」においては、受入れ人数枠について新たな基準が定められ、令和4年4月1日時点で、技能実習生の総数が常勤の職員の総数を超えないこと（優良な実習実施者・監理団体を除く）とされていますので注意が必要です。

Q2 現在、技能実習生と特定技能外国人を受け入れている介護施設ですが、介護報酬施設等における報酬上の配置基準や介護職員処遇改善加算の取扱いについて教えてください。

A2 介護報酬施設等における報酬上の配置基準において、技能実習生の場合は、技能実習を行わせる事業所において技能実習を開始した日から6ヶ月を経過した者、または日本語能力試験のN2あるいはN1*に合格している者は、職員等とみなす取扱いとなっています。

また、特定技能1号の外国人については、技能実習3年修了の人材と介護技能が同等であることから、就労と同時に配置基準に算定します。

介護職員処遇改善加算については、介護の技能実習生の待遇について、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」とされていることに鑑み、介護職種の技能実習生が介護業務に従事している場合は対象となります【厚生労働省「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）」（平成30年3月23日）】。

※平成22年3月31日までに実施された審査にあつては、2級または1級

Q3 監理団体ですが、登録支援機関の登録申請を検討しています。監理団体の許可申請時には移行対象職種に係る取扱職種を指定して許可を受けましたが、特定技能においても取り扱う分野を指定するのですか。

A3 登録支援機関は外国人に対する日常生活等の各種支援を行う機関ですので、入管法上、登録する際の要件に分野に関する規定はありません。ただし、登録支援機関の登録の要件ではありませんが、外国人を支援するに当たり、自動車整備分野では固有の要件が定められており、「登録支援機関は支援責任者、支援担当者その他外国人の支援を行う者として、自動車整備士1級または2級の資格を有する者または自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者を置くこと」とされています。

なお、14分野において分野所管省庁が協議会を設置しています。基本的に特定技能所属機関が加入の対象ですが、登録支援機関の加入を求めている分野もあります。造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、飲食料品製造、外食業です（令和2年11月末日現在）。

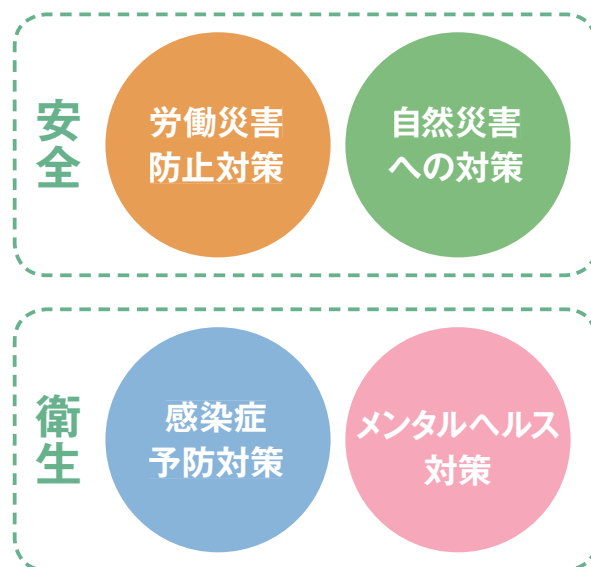
■本稿に関するお問合せ先

実習支援部相談課 03-4306-1160

技能実習生・特定技能外国人の 安全衛生に関する対策

技能実習生の在留者数が40万人を超え、特定技能外国人の受入れも徐々に進むなか、「技能実習生や特定技能外国人が安心して安全に働くことができる環境づくり」は不可欠かつ最も重要な課題の一つになります。

本稿では、技能実習生・特定技能外国人の安全衛生確保に必要な「労働災害防止対策」、「自然災害への対策」、「感染症予防対策」および「メンタルヘルス対策」について、監理団体や実習実施者、特定技能所属機関が知っておくべきポイントについて説明します。



1 労働災害防止対策

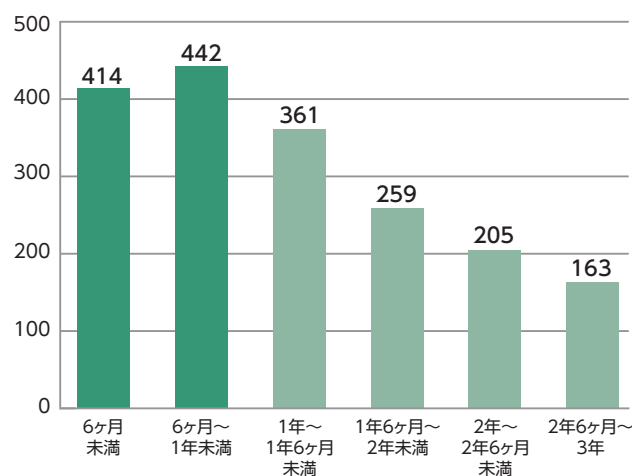
厚生労働省の発表(令和2年5月27日)によると、2019年の一年間に休業4日以上労働災害に遭った技能実習生の数は、全国で3,980人となっています。技能実習生自体の数の増加とともに、労働災害に遭う技能実習生も増加しています。日本人労働者と比較して技能実習生の方が労働災害に多く見舞われている、というような客観的な統計はありませんが、技能実習生が労働災害に遭うと、実習計画の推進に支障が生じるだけでなく、上位級試験の受検に関しても大きな影響を及ぼしかねません。

技能実習生の労働災害に関して、少し古い統計になりますが、2016年度(2016年4月



～2017年3月)に労働災害(不休業も含む)に遭った技能実習生の「実習開始から被災までの期間」を紹介します。これによると、技能実習1年目に被災するケースが5割弱を占めて一番多く、2年目、3年目と漸次低減しています。また、技能実習1年目を月単位で見ますと、最初の6ヶ月間よりも7ヶ月目から12ヶ月までの6ヶ月間が増えており、技

技能実習開始から被災までの期間 2016年度(2016年4月～2017年3月)



(出典)JITCO 白書 2018年度版

能実習生が訓練から本格的な作業に移行した、あるいは、作業の「慣れ」が出てきてしまった、などの要因が考えられます。

このことからあらためて考えると、技能実習生に対する実習開始時の教育、とりわけ「雇入れ時安全衛生教育」の実施が非常に重要である、と言えます。

日本人であっても、慣れない環境の中で初めて仕事をするということは非常に心細いものです。増してや、言葉や文化だけでなく安全や衛生に関する習慣も異なる外国人が日本の企業で働き始める際に、最初に大きなギャップを感じるであろうことは容易に想像されます。技能実習生に対する「雇入れ時安全衛生教育」は、本人が十分に理解できるよう、OJTも取り入れるなど工夫し、分かりやすい内容で実施することが必要です。

雇入れ教育に関しては、特に項目ごとの時間は定められていません。各々の実習の作業内容や環境により強弱をつけるなど有効な教育を行うようにしてください。また、言葉の問題がありますの

で、日本人労働者に対する教育の時間よりも、技能実習生の日本語の理解度に応じてより多くの時間を充てる必要があります。

次に、不幸にも技能実習生が死亡する、あるいは大きな障害が残ってしまうなど重篤な労働災害に関しては、指導者が一時的に作業場を離れた場合など、技能実習生が一人で作業を行っていたときによく発生しています。技能実習生がまだ作業に慣れていない状況下において、やむなく指導者がその場を離れるような場合には、必ず技能実習生に「作業を一時ストップする」よう指示することを事業場内で徹底するようにしてください。

2 自然災害への対策

日本は地震や台風・大雨に加え、山岳の険しい地形もあり、土砂崩れや河川の氾濫など、毎年多くの自然災害が発生しています。

技能実習生・特定技能外国人に対しては、まず自然災害への備えとして必要な情報を的確に与えることが必要です。



社内での教育の実施は必要不可欠ですが、近年の技能実習生はほとんどがスマホを持っているので、必要な災害情報が得られるサイトやアプリを技能実習生に教えるようにしてください。

内閣府では、外国人が情報を確認しやすいWEBサイト・アプリとして、気象庁の災害情報WEBサイトの他、Safety tipsの災害情報のアプリ、Japan Official Appアプリなどの利用を呼び掛けています。

Safety tips

<https://www.rcsc.co.jp/safety-tips-en>

雇入れ時安全衛生教育の項目 (労働安全衛生規則第35条)

- | |
|------------------------------------|
| ①機械等、原材料等の危険性または有害性およびこれらの取扱い方法 |
| ②安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能およびこれらの取扱い方法 |
| ③作業手順 |
| ④作業開始時の点検 |
| ⑤業務に関して発生するおそれのある疾病の原因および予防 |
| ⑥整理、整頓および清潔の保持 |
| ⑦事故時等における応急措置および退避 |
| ⑧その他、業務に関する安全または衛生のために必要な事項 |

※ ①～④までの項目については省略可能な業種があります。

Japan Official App

<https://www.jnto.go.jp/smartapp/eng/about.html>

技能実習生・特定技能外国人も含め外国人は、言葉の壁もあり、自然災害の発生時の対応が遅れてしまうことが懸念されます。地域や会社が実施する避難訓練に参加させるとともに、普段から地域社会との交流を図っていくことは非常に重要です。

居住地の地理感覚にも乏しい技能実習生は「避難弱者」であることは確かであり、地域の支援は不可欠です。しかしながら、その一方で、自然災害が発生した際に「自分も復旧支援に参加したい」と感じた外国人が多くいた、という調査結果もあります。

災害が発生してしまった場合、外国人や技能実習生も、「お互いに助け合う仲間である」という「共助」の関係にあることを改めて理解しておくことが大切です。

③ 感染症予防対策

今回の新型コロナウイルスの感染拡大は、世界中の人々に脅威とともに貴重な教訓を与えました。手洗いの励行やマスクの着用といった従前からの感染防止に加え、「密閉」、「密集」、「密接」のいわゆる「三密」からの回避といった新たな概念も完全に国民生活に定着した感があります。

新型コロナウイルスなどあらゆる感染症に対する感染防止対策は、国籍や人種に関係のない共通の課題であり、その徹底が求められますが、技能実習制度に関連して是非とも留意しておいていただきたいことがあります。それは、**技能実習生が生活の基盤としている「寄宿舍」における感染症の防止対策**です。



学生寮などの、寄宿舍における新型コロナウイルスの集団感染も報道されていますが、いうまでもなく感染症防止対策の対象は新型コロナウイルスに限りません。毎年のように流行するインフルエンザや食中毒などの感染を防止する観点からも、労働基準法が適用されないアパート式のような寄宿舍であっても、定期的に巡回し、清掃や衛生状況の確認を行い、必要に応じて寄宿生にきちんと指導するようにしてください。

9月4日付で新型コロナ予防のための技能実習生向けチラシがOTITのホームページ https://www.otit.go.jp/CoV2_jissyu_kansen/に掲載されており、集団生活での注意事項も含まれていますので、感染予防の徹底にご活用ください。（ベトナム語、中国語など多言語化されています。）

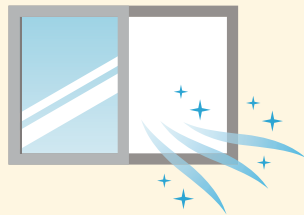
「新型コロナウイルス感染症の予防のため、注意すること」（OTIT作成）より本文のみ抜粋（イラストはJITCOにて挿入）。

他の人と一緒に暮らしているとき

- ・家の中でも、他の人と離れる（2メートル）ようにしましょう。
- ・会話をするときはマスクをし、大きな声にならないようにしましょう。



・せきやくしゃみをした後には手を洗いましょう。タオルは自分のものを使いましょう。



・1時間に2回程度、窓を開けて空気を入れ換えましょう。

・他の人と一緒に使っているもの(リモコン、冷蔵庫、照明スイッチ、ドライヤー)は使った後に消毒しましょう。

・トイレを使った後はふたを閉めて水を流しましょう。



【食事をするとき】

・食事をする前、した後に手を洗いましょう。タオルは自分のものを使いましょう。

・食事ときはできるだけ横並びですわりましょう。

・食事は一人一人、別のお皿に用意しましょう。

【入浴するとき】

・タオルは自分のものを使いましょう。

・一人ずつ、順番にお風呂を使いましょう。

【寝るとき】

・同じ部屋でほかの人と寝るときには、できるだけ離れて寝ましょう。

・できるだけ頭の位置が互い違いになるようにしましょう。

次に、「結核感染」に対する対応について触れておきます。結核は対応を誤ると死亡に至ることもある重大な感染症の一つですが、今回の新型コロナウイルス感染との大きな違いは、「結核は本人が発病していない限り、他人に感染することはない。」という点です。

このため、コロナ禍の中、現在行われている日本への入国者に対する「水際対策」は、「新型コロナウイルスに感染していないこと」の証明であるのに対し、今政府間で調整が進められている、結核の高蔓延国(中国、インドネシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、ベトナム)からの入国者に対する「入国前スクリーニング」で求められるのは、「結核の発病がないこと」の証明です。

もし、実習中の技能実習生に「結核感染」が判明した場合には、まずは速やかに医療機関に受診させ、「発病の有無」を診察してもらうようにしてください。「発病していない」との結果が出た場合には、定期的な診察によるフォローは必要ですが、実習をそのまま続けることができます。万が一に「発病している」という結果が出た場合には薬による治療が始まりますが、他者への感染の可能性も含め、入院による加療が必要かどうかの判断等は医師が行こととされています。今回の新型コロナウイルス感染症に対する対応(感染の確認=即時隔離)とは全く異なることをご理解いただきたいと思います。

4 メンタルヘルス対策



言うまでもなく、技能実習生は母国を離れ、慣れない日本で生活するようになります。入国後すぐには目新しさもあって元気になっていた技能実習生も、しばらくすると様々な環境の変化に対応できず元気を失っていくことも多いようです。個々の技能実習生の悩みは、技能実習そのものに関するものや人間関係、母国の親族のことなど多種多様です。

特にコロナ禍において、感染の不安や帰国できない状況が長期化するなか、技能実習生へのメンタルヘルスカケアは一層重要になっています。

メンタルヘルスの不調は、技能実習そのものへの影響だけではなく、思わぬ労災事故の発生を招くことにも繋がることもあります。また、不調が長引くと自分自身の力で回復することができなくなり、医師による治療が必要となるケースも多く、早めの対応が不可欠です。

職場におけるメンタルヘルスカケアについては、厚生労働省が「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」を作成しています。この指針では、メンタルヘルスに関して次の4つのケアが行われるよう求めています。

① セルフケア

労働者自らがケアできるための研修教育の実施、情報提供

② ラインによるケア

管理者による職場環境等の改善、労働者からの相談対応

③ 事業場内産業保健スタッフ等によるケア

メンタルヘルスカケアの企画立案など

④ 事業場外資源によるケア

他の機関のサービスの利用など

このうち、③の「事業場内産業保健スタッフ等」には、産業医や保健師などの資格を持った専門家だけではなく、人事労務スタッフや事業場内のメンタルヘルス推進担当者も含まれますので、実習実施者においては「生活指導員」などの活用が考えられます。

とはいえ、日本人同士でも他人の悩みをきちんと聞き出すのは容易ではないところ、技能実習生においては、的確なカウンセリングを行うのはさらに難しいと考えられます。JITCOでは、メンタルヘルスアドバイザーを現地に派遣して、悩みを抱える技能実習生のカウンセリングを行うとともに、監理団体や実習実施者に必要なアドバイスを行う事業を行っています。また技能実習生等に対するメンタルヘルスに関する勉強会（セミナー方式）にも対応いたします。④の「事業場外資源によるケア」の一つとしてもご活用ください。

以上のように、安全衛生管理は様々な観点からのフォローアップが必要になりますが、労働者が安全に健康的に働き続けることができるということは、すべてに優先する最も重要な労働条件である、と言われています。

技能実習生や特定技能外国人などすべての外国人就労者が日本人と同様に安心して働けるような環境を整備していくことは、外国人材受入れ企業にとって最優先の課題と捉えていただきますようお願いいたします。

■JITCOのメンタルヘルスアドバイザー訪問事業のお問合せ先

JITCO各駐在事務所 または
実習支援部業務課 03-4306-1189

■本稿に関するお問合せ先

実習支援部 業務課・保険業務課 03-4306-1172

JITCOの教材のご案内



技能実習レベルアップシリーズを拡充中。第3弾、第4弾を発売。

JITCOの「職種別テキスト」シリーズは、技能実習生向けに、作業現場での具体的な手順や修得すべき技能の要点、技能を修得する上で必要な知識をまとめたものです。

さらに新しく職種別テキストに加わった「技能実習レベルアップシリーズ」では、1号技能実習生が1年間の実習を終えて技能実習2号に移行する際に受験する基礎級試験から、2号技能実習生が受験する検定3級（評価試験専門級）までの要素を網羅したほか、3号技能実習生が受験する検定2級（評価試験上級）の主要要素についても追記しました。さらに、この職種・作業に初めて就く方でも理解しやすいように、図説部分（図、イラスト、表など）を増やしたほか、設備や作業内容についても最新の情報を盛り込みました。

技能検定や技能実習評価試験を受験する際の学習用として、また、作業現場での手順確認や修得する技能の要点、必要な知識を再確認するためにおすすめのテキストです。在留資格「特定技能」で来日する外国人材の再学習やこの職種・作業に就く方の学習にもお役に立てるものとなりました。

各章ごとに、「確認問題」を設けており、「解答」に加えて、簡単な「解説」を記載しました。さらに、巻末には作業の現場でよく使われる言葉を集めた「用語集」（用語、ひらがな、内容・意味）も掲載しています。

新刊本 技能実習レベルアップシリーズ3 ハム・ソーセージ・ベーコン製造

定価:3,410円(本体3,100円+税)B5判 199ページ 日本語のみ(漢字には読み仮名あり)(賛助会員は3割引)

技能実習レベルアップシリーズの第3弾となる「ハム・ソーセージ・ベーコン製造」は従来、「職種別技能実習テキスト ハム・ソーセージ・ベーコン製造」として販売していたものを全面改定して、技能実習レベルアップシリーズに加えるとともに、内容も大きく拡充しました。

《主な目次》 ●私たちが目指す技能目標／●食肉及び食肉製品の基礎知識／●ハム・ソーセージ・ベーコンの製造／●ハム・ソーセージ・ベーコン用原料肉の取扱い／●機械及び設備／●品質管理及び衛生管理／●安全作業と食品衛生／●用語集



新刊本 技能実習レベルアップシリーズ4 塗装

定価:3,190円(本体2,900円+税)B5判 167ページ 日本語のみ(漢字には読み仮名あり)(賛助会員は3割引)

技能実習レベルアップシリーズの第4弾となる塗装は従来、「職種別研修テキスト 塗装」として販売していたものを全面改定して、技能実習レベルアップシリーズに加えるとともに、内容も大きく拡充しました。

《主な目次》 ●私たちが目指す技能目標／●塗装の目的と塗装作業／●主な対象物と塗装方法／●塗料／●安全衛生／●用語集



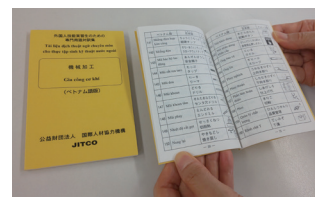
既刊本 外国人技能実習生のための専門用語対訳集

定価:(本体価格+税) 手帳サイズ 48~64ページ(賛助会員は3割引)

本書は、技能実習を行う作業現場で必要となる専門用語を職種別にまとめたもので、それぞれの職場で用いられる比較的使用頻度の高い単語(約200語)を厳選し、日本語との対訳形式でイラストを用いてわかりやすく解説した用語集です。

第1部では「母国語から日本語」、第2部では「日本語から母国語」と、どちらからも引ける辞書のような構成ですので、技能実習生ばかりでなく指導する方もお使いいただけます。現場ですぐ活用できるように、胸ポケットに入るコンパクトな手帳サイズです。ぜひ、技能実習生一人ひとりに配付してご活用ください。

現在、中国語(25職種)、インドネシア語(17職種)、ベトナム語(22職種)、フィリピン語(17職種)、タイ語(9職種)、ミャンマー語(10職種)、カンボジア語(8職種)、そしてモンゴル語、ラオス語、シンハラ語、ネパール語にそれぞれ「基本作業用語」と「安全衛生・技能用語」の2種を取りそろえております。



携帯しやすい手帳サイズ

■定価:(本体価格+税) 手帳サイズ(賛助会員は割引)

| 職種/言語 | 言語と本体価格 | | | | | | |
|-----------------------|---------|----------------------------|-------|--------|--------|--------|------|
| | 中国語 | インドネシア語 | ベトナム語 | フィリピン語 | ミャンマー語 | カンボジア語 | タイ語 |
| 基本用語作業 | 700円 | 700円 | 700円 | 700円 | 650円 | 650円 | 650円 |
| 安全衛生・技能実習用語 | 600円 | 700円 | 700円 | 650円 | 650円 | 650円 | 650円 |
| 型枠施工 | 600円 | 700円 | 700円 | 650円 | — | 650円 | — |
| 溶接 | 600円 | 700円 | 700円 | 650円 | 650円 | 650円 | 650円 |
| 鉄筋施工 | 700円 | 700円 | 700円 | 650円 | 650円 | 650円 | — |
| 配管 (建築配管・プラント配管) | 700円 | 600円 | 700円 | — | — | — | — |
| 家具製作 | 600円 | 650円 | 650円 | — | — | — | — |
| 機械加工 (普通旋盤・フライス旋盤) | 600円 | 650円 | 700円 | 650円 | — | — | 650円 |
| とび | 600円 | 700円 | 700円 | 650円 | 650円 | 650円 | — |
| 金属プレス加工 | 600円 | 700円 | 700円 | 650円 | — | — | 650円 |
| 塗装(金属塗装・建築塗装) | 700円 | 650円 | 700円 | 650円 | 650円 | — | 650円 |
| 鋳造 | 600円 | 650円 | 700円 | 650円 | — | — | 650円 |
| 建築大工 | 600円 | 700円 | 650円 | 650円 | — | — | — |
| プラスチック成形 | 700円 | 650円 | 700円 | 650円 | 650円 | 650円 | 650円 |
| 水産練り製品 | 600円 | — | 650円 | — | — | — | — |
| 建設機械 | 600円 | — | 700円 | 650円 | — | — | — |
| 婦人子供服製造 | 700円 | 650円 | 700円 | 650円 | 650円 | 650円 | — |
| 機械保全 | 700円 | — | 700円 | — | — | — | — |
| 帆布製品製造 | 700円 | — | — | — | — | — | — |
| ハム・ソーセージ・ベーコン | 700円 | — | 650円 | — | 650円 | — | — |
| 耕種農業 | 600円 | — | — | — | — | — | — |
| 紳士服製造 | 600円 | — | — | — | — | — | — |
| 食鳥処理加工 | 600円 | — | 650円 | 650円 | — | — | — |
| 電子機器組立て | 600円 | — | 700円 | 650円 | 650円 | — | 650円 |
| 鉄工 | 650円 | 700円 | 700円 | 650円 | — | — | — |
| 板金(自動車) | — | 650円 | — | — | — | — | — |
| 基本用語作業 | 650円 | ■モンゴル語 ■ラオス語 ■シンハラ語 ■ネパール語 | | | | | |
| 安全衛生・技能実習用語 | 650円 | | | | | | |

○上記一覧表の各言語覧に本体価格の付いている職種が現在、発売になっている職種です。

※今後、一部教材で価格改定があります。

※今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→教材・テキスト販売をご覧ください。

[教材に関するお問合せ先] JITCO教材センター

TEL: 03-4306-1110 FAX: 03-4306-1116 E-mail: publication_center@jitco.or.jp



再発見!おすすめの観光地

昨春に始まったコロナ禍により、世界中で渡航制限がもうけられ、私たちはこれまでのように国内外の旅ができない体験をしています。その分、自由な往来再開を心待ちにし、訪れたい土地への想像を広げ、旅への期待を高めている人も多いのではないのでしょうか。また同時に、自分が住む国や地域の魅力を探求するよい機会を得たかもしれません。今号は、「いつか訪れて欲しい観光地」あるいは「訪れてみたい観光地」について寄稿していただきました。



Vietnam (ベトナム)

ファム・ラン・アイン(元 JITCO 母国語相談スタッフ)

観光地として発展し続ける世界遺産・ハロン湾

私が故郷のベトナムを離れて数十年が経ちます。ベトナムの観光について尋ねられた時、一生に一度は訪れてほしいと思うのが、クアン・ニン省ハロン市の「ハロン湾」です。一躍有名になったのは、1994年に世界遺産(自然遺産)に登録されてから。さらに2000年に登録範囲が広がり、今は443km²におよぶエリアに存在する奇岩群が世界遺産となっています。

私も大学4年生の時、ハロン湾を訪れました。青春の思い出がたっぷりありますが、当時はそこまで魅力的ではありませんでした。ハロン市出身で観光業に携わる知人のグエン・ティ・ホンさんによれば、2000年の2回目の認定後にクアン・ニン省の観光業全体が大きく羽ばたき、観光、宿泊、交通手段が格段に発展したのだそうです。

2000年までのハロン湾観光と言えば、クルーズ船での観覧が基本で、さらに海水浴をしても1泊2日、長くても2泊3日のプランはほとんどでした。最近は、観覧の手段に水上飛行機が加わっています。飛行時間は25分ほどで、上空から様々な形の石灰岩を眺めることができ、その迫力で人気になっています。また石灰岩の洞窟でのランチやディナー、離島の浜辺での挙式プランも登場しています。

さらにクアン・ニン省は、ハノイ市からの交通網の整備に力

を入れてきました。代表的なものは、2018年に3年越しで完成した、ハロン市とハイフォン市を結ぶ高速自動車の建設です。このプロジェクトは計画から建設まで、すべてベトナム人によって実施されました。主要な建造物はハロン・ハイフォン両市の間を流れるバクダン川に架かる「バクダン橋」で、Hの形状を持つ塔が3つあり、「ハノイ」「ハイフォン」「ハロン」の北部3大経済都市の繋がりを象徴しています。この道路により、ハノイからハロン湾までの距離は180kmから130kmと短くなり、車での所要時間は3時間半から1時間半になりました。

また同省は、世界レベルのホテルの開発プロジェクトも実施し、3つ星から5つ星のホテルが増えました。特筆すべき5つ星リゾートホテルは「ヴィンパール リゾート&スパハロン」(ヴィングループ)や「FLCハロンベイゴルフクラブ&ラグジュアリーリゾート」(FLCグループ)などで、遊園地や大型プールを有する「サンワールド・ハロン・コンプレックス」(サングループ)も誕生しました。これらのホテルや遊園地が集まるハロン市の中心部バイチャイには土産店やおしゃれなレストラン、カフェが立ち並んでいます。

なお、前出のサングループが開発し、日本企業が設計した温泉宿泊施設「陽光(YOKO)温泉クアンハイン」もオープンしています。日本旅館風の施設で27個の公衆浴場を備えています。ベトナム北部に位置するハノイは12月から2月までは冬なので、寒い時期の観光資源になると見込まれています。観光サービスが向上し、多様化することで、さらに世界的な観光地になる日は程遠くはないと思っています。



China [中国]

羌 国華(元JITCO 母国語相談スタッフ)

遣唐使・円仁の縁地巡りをしてみたい

長年、日中の通訳として働いてきたためか、私は両国の交流の歴史が好きです。そんな私がいつか再訪したいと思っているのが、「江蘇省揚州市」「山西省東部の五台山」「陝西省西安市」です。

いずれも9世紀に活躍した日本人僧侶であり、遣唐使の**円仁(えんにん 794-864年)**にちなんだ場所です。円仁は838年に、最後の遣唐使として福岡県の博多を出港し、同年7月に揚州、840年4月に五台山、8月に西安(当時は長安)入りをし、847年に帰国しました。その道中は旅行記『入唐求法巡礼行記』に書き記され、今に伝わっています。各地について少しずつご紹介しましょう。

まず揚州です。私が最初に訪れたのは大学卒業前のことです。現在はロシアや日本の統治時代の街並みを再現した東関街で知られていますが、隋朝(581年-618年)の時代は、2代皇帝の煬帝が開削した京杭大運河によって、物資の集積地として繁栄しました。煬帝は、この地に咲く「瓊花(けいか)」を愛し、三回も行幸したと伝えられています。時代が下り、円仁が訪れた唐代になると、遣唐使だけでなく、アラブ人やペルシャ人も訪れる国際港として発展しました。詩人・李白(701-762)により漢詩にも詠まれています。さらに明代以降には塩の集積地として豪商を産み、清代には揚州八怪(8人の文人・画家)を輩出し、演劇や書画、盆景、料理など、様々な文化を育みました。

次に山西省の五台山です。五台山は、中国四大仏教名刹のトップに位置付けられ、文殊菩薩の道場となっています。五台山は一つの山ではなく、五基の峰(東台望海峰、南台錦繡峰、中台翠岩峰、西台掛月峰、北台葉斗峰)に取り囲まれている群山です。海拔は3061メートルで、山頂は林がなく平坦で荒涼としていて、土を築く台のような姿であることから五台山と呼ばれるようになりました。ここ五台山も私にとって思い出深い場所です。というのも2008年頃、その麓に、日本の大手電機メーカー数社の受注によって「天龍池揚水発電所」が建設され、私はその商談から完成まで通訳・翻訳として

携わったことがあるからです。

最後にお話するのが陝西省西安市です。私は2003年頃、日本の電気メーカーが受注した韓城第二発電所プロジェクトの商談交渉に通訳のため、一ヶ月以上滞在したことがあります。

西安はかつて「長安」と呼ばれた唐代の都です。世界で有名な秦始皇帝の兵馬俑があり、名所旧跡が沢山あります。長安は五台山に並び、遣唐使がぜひ訪れたいと願った都でした。長安の東南にある「青龍寺」は、唐代の密教僧・恵果(けいか 746-806)が長期滞在した地で、日本の真言宗の祖・空海はここで恵果に密教を学んだため、憧れの場所だったので。

このように私は日本と中国の古い歴史を遊び、両国の繋がり思い馳せています。



Philippines [フィリピン]

畠山 エルサ(JITCO 母国語業務委託スタッフ)

マニラ最新の「ラクバイ博物館」がおすすめ

フィリピンの観光について話す時、皆さんがまず思い浮かべる場所は、マリンリゾートとして有名なセブ島やボラカイ島等ではないでしょうか。でも海外旅行のニーズは十人十色。高級リゾートホテルで豪華に過ごしたい人、ゴルフやダイビングなどのアクティビティを楽しみたい人、歴史や文化遺産を探索したい人、ローカルグルメを味わいたい人……と様々ですよ。日本からフィリピンへの旅は比較的「安くて近く」、様々なニーズを満たせるスポットがたくさんあります。

でも、そうはいつでも、なかなか長期休みをとることは出来ないと思います。もし、時間を無駄にせずに楽しみたいと思われたとき、ぜひ訪れてほしい最新スポットがあります。それは、マニラ市内に2019年にオープンした「Lakbay Museo」(ラクバイ・ムゼオ)です。アジア最大級の商業施設モール・オプ・アジアに隣接し、マニラ空港(NAIA)から20~30分と好アクセスです。

Lakbay はタガログ語で「旅行」、Museo は「博物館」という意味で、つまりは「旅行の博物館」です。ここに行くだけで、



フィリピンの歴史と、国内の各地域の文化と民俗を、見て聞いて感じて体験できるのです。原稿の執筆時（2020年10月末）の開館時間は10時から22時（入館は21時まで）、館内の基本ツアーは1回2時間で入館チケットは699ペソ（約1500円）です。入館チケットには館内で使用できる12枚のトークンが付いてきます。入館は15分ごとに区切り、入館人数の調整をしているようです。

見学は、フィリピンの伝統衣装を羽織って気分を高めてから始まります。まず飛行機、船、ジブニーを象った入口から好みのものを選んで潜り抜けます（どれを潜っても先は一緒ですが、童心に戻ることに間違いありません）。最初の展示室は、現在のフィリピンの街並みと生活がテーマで、色々なお店の模型が展示されています。実際に営業しているお店もあるので、入館チケットに付いているトークンを使い、お菓子や料理を食べることも出来ます。

街並みを過ぎると、「ルソン島」「ビサヤ諸島」「ミンダナオ島」の各地域にちなんだ展示室です。「ミンダナオ島」のエリアには、数年前に噴火したマヨン火山が展示されていて、噴火の再現模型は博物館の目玉となっています。各地域の展示コーナーでは展示物を直接手に取ることができますし、飲み物や軽食の試飲・試食や、伝統衣装の試着、舞踊・楽器体験もできます。また館内にはステージがあり、バンブーダンスや伝統舞踊、人形劇等が行われています。つまりここに来れば、各地に行かずしてフィリピン全土を見学、体験できるというわけです。展示室の最後はミュージアムショップとフィリピン観光土産の売り場があります。

フィリピン観光が初めてであれば、最初にここにきて観光案内所代わりに見学するのもありだと思います。普通の博物館と違って館内の写真撮影も自由ですから、SNS用の写真も撮り放題です。展示物はカラフルなので、「映える」写真も撮れそうです。新型コロナウイルス感染症による渡航・入国制限が解けたら、ぜひ一度フィリピンを訪れてください。



Indonesia【インドネシア】

秋谷 恭子(JITCO 母国語業務委託スタッフ)

インドネシア政府がSNSでアピールする 熱帯の大自然にいつか出かけたらい!

インドネシアの各観光地は、熱帯の美しく手付かずの山や海を強くPRしています。

昨年 상반기、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、インドネシア政府、特に健康省はSNSを通じて注意喚起のメッセージを配信していました。それとともに、インドネシア政府観光局から、美しくダイナミックな風景をおさめた動画が配信され、久しぶりにインドネシアの自然を堪能することができました。配信の多くは、バリ島の海辺のリゾートの紹介で、「熱帯雨林にかこまれた山間で、神秘的で贅沢な時間を過ごしてみたいかがですか?」というようなものでした。日本人にとって、バリ島は、数時間のフライトで訪れることができ、手軽に異国を味わえる観光地です。また、以前からもサーファーやダイバーが多く訪れています。インドネシア政府としても、観光に力を注ぎ、絶対の自信を持って、潜在的な観光客にアピールしたいところなのでしょう。

バリ島のほかにも、ここ数年注目されている観光地があります。ニューギニア島とハルマヘラ島の間にあるRaja Empat(ラジャ・アンパット)諸島です。ラジャ・アンパットとは「4人の王様」という意味です。透明度の高い海と、多様性に富む海洋生物の生息地としてダイバーにも人気があります。日本からはジャカルタを経由し、約6時間の国内フライトのあと、船で目的地を目指すこととなります。また、フローレス島の西の端に位置する港町 Rabuhan Bajo(ラブハン バジョ、バジョ港)は、親しい友人から「癒しの場所」として薦められました。フローレス島のさらに西に位置する島は、政府公認で保護されている「コモドドラゴン」で有名なコモド島です。国立公園として整備されているので、ぜひ訪れたい場所です。

この他にも、環境林業省からは国立公園内に野生動物を観察するために設置した定点カメラに映った野生動物の様子をSNSにあげています。スマトラ島東部の Taman Nasional Bukit Tiga Puluh (ブキット ティガプル国立公園)では、絶滅危惧種



として登録されているスマトラの親子の様子も観ることができます。昨年6月は、カリマンタン島のほぼ中央に位置する Taman Nasional Bukit Baka Bukit Raya (ブキット バカブキット ラヤ国立公園) で4頭のオランウータンの赤ちゃんが誕生したことも紹介されました。

また沿岸部におけるマングローブの植林活動や、熱帯雨林火災の消火活動も紹介されています。職員が体当たりで消火活動を行う姿は日本のニュースだけでは知ることのできない映像です。

ちなみに日本で贈答品として重宝される「蘭」の故郷は、東南アジアの熱帯雨林です。国立公園に踏み込めば、運がよければ、厳しい環境でも可憐に咲く蘭を観察することができるそうです。

“運が良ければ観察ができる” と言えば、開花に2年、開花3日後から枯れ始めると言われる「ラフレシア」という花が存在します。その花の前で堂々と記念撮影をする様子を、インドネシアからの技能実習生の Facebook で見かけたことがあります。どれだけ身近な存在なのでしょう。日本でも開花に挑戦している植物園がありますし、標本を置く博物館もあるようですが、それらの花を観察するには、やはり、現地へ赴かねばならないでしょう。

インドネシアが有する国立公園は53を数えます。インドネシアの大自然がいつまでも姿を変えることなく存在し続け、いつか訪れるチャンスに恵まれることを、私は願わずにはいません。



Thailand [タイ]

小森 里江子(元 Jitco 国際部母国語スタッフ)

タイのツウな観光スポットを厳選!

タイは観光大国です。食べ物、自然、文化、人々等、たくさんの魅力があり、たくさんお勧めしたいことがあってとても悩んだのですが、今よりもっと知って頂きたいと思ったスポットを3つ、厳選してご紹介します。

まず1つ目は、筆者の住んでいた東部のウドンタニ県にある湖、「タレーブアデー」です。タレーブアデーを和訳すると「赤い蓮の湖」です。この言葉の通り、早朝に湖面いっぱいの蓮

の花が一齐に咲き、湖を赤く染めます。朝日に照らされて美しく輝く湖は本当に幻想的です。ウドンタニ県へは、バンコクから飛行機で1時間ほど、タレーブアデーはその郊外にあるためアクセスは少々悪く、蓮の花が咲くのは朝日が登り始めてから朝の9時くらいまでなので、見るためには早起きが必要ですが、行ってみたら絶景に満足していただけること間違いなしです。

2つ目にご紹介するのは、「ワット・ロンクン」です。タイ最北部、ミャンマーとタイの国境沿いの町チェンライにあります。タイの寺院といえば本当に豪華で金色に輝いていますが、このワット・ロンクンは、タイの中でも異彩を放つ寺院です。まず色ですが、なんと「真っ白」です。遠くから見ると純白そのもの、すごく綺麗に見えますが、近づいてみるとびっくり! ガラスできれいに装飾されており、ナーク(蛇神)やブツダが表されています。さらに本堂に向かう道のすぐ脇をよく見てみると、白い手がたくさん伸びています。実はこれ、地獄から伸びている手を表しています。その近くには恐ろしい表情を浮かべたたくさんのオブジェがあり、真夏に訪れても怖さで背筋がひんやりします。タイの暑さに疲れて涼みたくなっただけの方はぜひ、足を運んでみてください。

最後にご紹介するのは、ここ最近行った中での1番のおすすめスポットである「エラワンの滝」です。バンコクからバスで3時間ほどですので、日帰りで行けるスポットとしてじわじわと有名になってきています。

魅力はなんと言っても、きれいに澄んだ滝の色です。全部で7つの滝で構成されているのですが、上流に登るほど水がどんどん透明になっていきます。7つの滝を全て巡るには軽いハイキングをすることになるので、登っている最中はあきらめそうになるかもしれません。でも所々顔を出す滝がどんどん美しくなっていくので、なんとしてでも一番上まで辿りつこうという気になります。泳げる服装で行けば滝壺で泳ぐこともできます。泳ぎに自信がない方は水に足をつけるだけでも癒されます。なぜならたくさんのドクターフィッシュがいるからです。日本で見るよりも何倍も大きく、少し怖いかもしれませんが、不思議な感触に病みつきになるかもしれません。

以上が私のおすすめのスポットとなりますが、ガイドブックを眺めていただくと分かる通り、タイには本当にたくさんの観光スポットがあり、様々な体験をすることができます。旅行が解禁になった際はぜひ足を運んでみてください。





「JITCOサポートヘルプデスク」をご活用ください

JITCO 総合支援システム「JITCO サポート」のご利用にあたり、ご利用者様の利便性向上を目的として「JITCO サポートヘルプデスク」を開いています。ヘルプデスクでは、JITCO サポートに関するご不明な点（操作方法など）について専任のスタッフが回答いたしますので、是非、お気軽にご利用ください。なお、お問合わせ内容によっては、ヘルプデスク担当者から折り返しご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

▶ JITCO サポート
ヘルプデスク

電話番号

フリーダイヤル

0120-660-798

(携帯電話からもご利用いただけます)

ご利用時間

平日9時から17時まで

(土日、祝日を除く)

JITCOの各種セミナーのご案内

JITCO では、外国人材の受入れに関する各種セミナーを開催しております。詳細とお申込みは、JITCO ホームページのセミナーページをご確認ください。皆さまのご参加をお待ちしております。



詳細とお申込みは、こちらから
<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

セミナーカレンダー

| | 内容 | 場所 | 担当部 | お問合せ先 |
|----|--|-------------------------|----------------------|--------------|
| 1月 | 13日(水) 技能実習制度説明会 | 東京都(JITCO本部会議室) | 実習支援部相談課 | 03-4306-1160 |
| | 15日(金) 日本語指導担当者実践セミナー | 大阪府大阪市 | 講習業務部日本語教育課 | 03-4306-1168 |
| | 20日(水) 在留資格「特定技能」に係る制度説明会 | 東京都(JITCO本部会議室) | 実習支援部相談課 | 03-4306-1160 |
| | 22日(金) 技能実習生受入れ実務セミナー【団体監理型】 | 福岡県福岡市 | 講習業務部業務課 | 03-4306-1138 |
| | 27日(水) 技能修得支援セミナー 「実習生のモチベーションを継続させる指導のチカラ」 | 福島県郡山市 | 実習支援部職種相談課 | 03-4306-1195 |
| | 29日(金) 効果的な実習監理を学ぶセミナー | 東京都(JITCO本部会議室) | 実習支援部業務課 | 03-4306-1189 |
| 2月 | 3日(水) 技能実習制度説明会 | 東京都(JITCO本部会議室) | 実習支援部相談課 | 03-4306-1160 |
| | 5日(金) 日本語指導担当者実践セミナー | 福岡県福岡市 | 講習業務部日本語教育課 | 03-4306-1168 |
| | 15日(月) 技能修得支援セミナー 「実習生のモチベーションを継続させる指導のチカラ」 | 静岡県静岡市 | 実習支援部職種相談課 | 03-4306-1195 |
| | 16日(水) 在留資格「特定技能」に係る制度説明会 | 東京都(JITCO本部会議室) | 実習支援部相談課 | 03-4306-1160 |
| | 19日(金) 日本語指導担当者実践セミナー | 東京都(JITCO本部会議室) | 講習業務部日本語教育課 | 03-4306-1168 |
| 3月 | 3日(水) 技能実習制度説明会 | 東京都(JITCO本部会議室) | 実習支援部相談課 | 03-4306-1160 |
| | 10日(水) ウェビナー 技能実習生受入れ実務セミナー【団体監理型】 | 東京都 (JITCO本部会議室より配信) | 講習業務部業務課 ウェビナー担当者 | 03-4306-1138 |
| | 10日(水) 技能実習生受入れ実務セミナー【団体監理型】 | 東京都(JITCO本部会議室) | 講習業務部業務課 | 03-4306-1138 |
| | 12日(金) 日本語指導ピックA実践セミナー (はじめての日本語指導) | 東京都(JITCO本部会議室) | 講習業務部日本語教育課 | 03-4306-1168 |
| | 12日(金) 日本語指導ピックB実践セミナー (日本語指導員のための日本語文法入門) | 東京都(JITCO本部会議室) | 講習業務部日本語教育課 | 03-4306-1168 |

※2021年12月1日時点。開催情報は追加・変更することがございます。

※お申込み受付を開始しているセミナーについてはすでに満席となっている場合がございますがご容赦ください。

※技能実習法に基づく養成講習も実施しております。詳細は上記セミナーページをご覧ください。

かけはし(JITCO JOURNAL) 第29巻144号

発行日 2021年(令和3年)1月1日

発行 **公益財団法人 国際人材協力機構** 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生を受け入れる体制作り

割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

- 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険**
在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
- 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償**
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

- 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償**
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。**(示談交渉サービス付)**
- 4 割引が適用された割安な保険料**
公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。

NEW!



| タイプ | 保 険 金 額 | | | | | | 保 険 料 | | |
|-----|-------------|-------|---------|-------|---------|-------|----------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 傷 害 | | 疾 病 | | 賠償責任 | 救援者費用 | 治療費用 100% 補償期間 | 滞在期間 …12か月 保険期間 …13か月 | 滞在期間 …36か月 保険期間 …37か月 |
| | 死亡・ 後遺障害 | 治療費用 | 死 亡 | 治療費用 | | | | | |
| 1 | 1,000万円 | 100万円 | 1,000万円 | 100万円 | 1億円 | 300万円 | 15日 | 13,330円 | 30,020円 |
| | | | | | | | 1か月 | 13,810円 | 30,500円 |
| | | | | | | | 2か月 | 14,070円 | 30,950円 |
| 2 | 1,500万円 | 100万円 | 1,500万円 | 100万円 | 1億円 | 300万円 | 15日 | 17,340円 | 39,210円 |
| | | | | | | | 1か月 | 17,910円 | 39,810円 |
| | | | | | | | 2か月 | 18,130円 | 40,250円 |
| 3 | 2,000万円 | 100万円 | 2,000万円 | 100万円 | 1億円 | 300万円 | 15日 | 20,840円 | 47,310円 |
| | | | | | | | 1か月 | 21,460円 | 47,960円 |
| | | | | | | | 2か月 | 21,630円 | 48,400円 |
| 4 | 3,000万円 | 100万円 | 3,000万円 | 100万円 | 1億円 | 300万円 | 15日 | 27,840円 | 63,510円 |
| | | | | | | | 1か月 | 28,560円 | 64,260円 |
| | | | | | | | 2か月 | 28,630円 | 64,700円 |
| K | 1,000万円 | 70万円 | 1,000万円 | 70万円 | 5,000万円 | 200万円 | 15日 | 11,140円 | 25,030円 |
| | | | | | | | 1か月 | 11,430円 | 25,340円 |
| | | | | | | | 2か月 | 11,610円 | 25,680円 |
| A | 700万円 | 100万円 | 700万円 | 100万円 | 3,000万円 | 200万円 | 15日 | 10,720円 | 23,900円 |
| | | | | | | | 1か月 | 11,130円 | 24,320円 |
| | | | | | | | 2か月 | 11,380円 | 24,720円 |
| C | 1,500万円 | 100万円 | 1,500万円 | 100万円 | 3,000万円 | 200万円 | 15日 | 17,070円 | 38,610円 |
| | | | | | | | 1か月 | 17,650円 | 39,210円 |
| | | | | | | | 2か月 | 17,860円 | 39,640円 |

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
(注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際人材協力機構までお問い合わせください。)
三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは

WEB募集は
こちらから k-kenshu.net

代理店・扱者(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス **随時受付中**

TEL **03-3453-3700** FAX **03-3453-3703**
<http://www.k-kenshu.co.jp/>

技能実習 Days

デイズ



JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆さまからご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

センイアッセ協同組合/ 株式会社エイチアールイー

2020年の秋に、紅葉の綺麗な広島県の世界遺産「厳島」に行きました。それまではコロナ禍であまり外出できなかったので、絶好の秋晴れの中、みんな大喜びでした。参拝では、「技能検定に合格しますように」「早くコロナ禍が終息しますように」など、思い思いにお祈りしたようです。この春は桜を見に行きたいですね。



株式会社スウト

当社は長野県松本市とその周辺で展開するリテールベーカリー&カフェです。3年前よりベトナムから技能実習生を受け入れ、現在は2店舗で7名の技能実習生が在籍しています。

写真は昨年10月のハロウィーンのために、みんなでカボチャをくり抜き、ディスプレイ用の飾りを作った時のものです。これからも異文化交流を楽しみつつ、一緒に成長しながら過ごしたいと思います。



林田特殊鋼材株式会社/ 共進情報事業協同組合

当社は延べ5年、ベトナムから技能実習生を受け入れています。彼らが教えてくれた夢のひとつに「富士山を見ること」がありました。技能実習と日本語学習を頑張ったら行こうと約束しており、昨年、コロナ禍ではありますが、観光旅行を実現しました。

初日は曇りでしたが、2日目、雲の切れ間から姿を現した富士山を見て、彼らは美しいと思ってくれたようです。喜ぶ彼らの表情に、私達もとても感動をしました。



写真を掲載しませんか？ 応募要項は JITCO ホームページをご覧ください。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/days/>